

駕与丁公園施設長寿命化計画見直し業務 特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は粕屋町(以下「甲」という。)が行う「駕与丁公園施設長寿命化計画見直し業務」(以下「本業務」という。)について、受注者(以下「乙」という。)が実施すべき作業内容を定めるものである。

(業務の目的と背景)

第2条 本業務は、粕屋町のシンボルである駕与丁公園において、今後老朽化が進展する公園施設を対象として、公園利用者の安全性を確保するための安全対策の強化およびライフサイクルコストの縮減という観点から、適切な施設点検や維持補修等の予防保全的管理のもとで既存ストックの長寿命化を図りつつ、計画的な修繕や更新又は改築を行うため、公園施設長寿命化計画の見直しを行うことを目的とする。

(関係法令等の遵守)

第3条 本業務を実施するにあたっては、本仕様書のほか、下記の関係法令、規則、通達等を遵守しなければならない。

- (1)公園施設長寿命化計画策定指針(案)(令和7年3月、国土交通省都市局公園緑地・景観課)
- (2)都市公園法、同法施行令、同法施行規則
- (3)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年)
- (4)都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(改定版、平成24年3月)
- (5)粕屋町都市公園条例、同規則
- (6)地方自治法、同施行令
- (7)都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)(国土交通省)
- (8)遊具の安全に関する基準 JPFA-S:2024(一般社団法人日本公園施設業協会)
- (9)その他関係法令・規則・通達等

(技術者要件)

第4条 業務の実施にあたっては、下記の要件を満たす管理技術者、照査技術者を配置した体制とする。

技術者	資格要件
管理技術者	技術士(総合技術監理部門若しくは建設部門;都市及び地方計画)及び一級建築士の資格を有し、過去5年以内に福岡県内市町村が発注した公園施設長寿命化計画の完了実績を有するもの。
照査技術者	技術士(総合技術監理部門若しくは建設部門;都市及び地方計画)及び認定都市プランナー(公園緑地計画)の資格を有し、過去5年以内に市町村が発注した公園施設長寿命化計画の完了実績を有するもの。

(作業範囲)

第5条 本業務の作業範囲は、以下のとおりとする。

・ 駕与丁公園(都市公園-近隣公園:1箇所)

施設名	種別	数量
一般施設	A	148施設
	C	12施設
遊具	A	19基
	B	2基
	小型複合	1基
	中型複合	2基
建築物	100 m ² 以下	6施設
土木構造物	橋梁	5橋

(疑義)

第6条 本仕様書の各項について疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙が協議のうえ甲の指示に従うものとする。

(作業実施計画)

第7条 乙は納期工期を考慮して適切な作業班を編成し、各工程の細部計画を立案した後、業務の着手前に以下の書類を甲に提出し承認を受ける。また計画等を変更する場合も同様とする。

- (1) 作業実施計画書及び工程表
- (2) 着手届
- (3) 管理技術者及び照査技術者届

(記録簿の作成)

第8条 甲と乙は必要に応じ打合せを行い、乙はその都度打合せ記録簿を2部作成し、各々保管する。

(工程管理)

第9条 乙は作業実施計画書に基づき、適切な工程管理を行う。

(状況報告及び品質検査)

第10条 乙はISO9001(品質マネジメントシステム)に基づき適切な品質管理を遂行することとし、月報等により作業の進捗状況を甲に報告するとともに各工程の終了ごとにその結果を報告し、甲が必要と認めたときは中間検査を受け、次の工程の定義に基づいて必要な修正を行い要求品質に達するまで検査及び修正を行う。

(守秘義務)

第11条 乙は本業務に関する事項及び業務上知り得た一切の事項について、これを外部に漏洩してはならない。また情報保護の観点からJISQ15001(プライバシーマークの認証(認定)及びISO27001(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証(認定))を取得した者で、セキュリティ対策及び個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩が無いよう、徹底した管理を実施できる者でなければならない。

(紛争の回避)

第12条 本業務は、公園内で実施することを原則とするが、業務遂行のためやむを得ず、他人の土地に立ち入る場合は、紛争の起こらないように留意しなければならない。なお、現地作業期間中は、常に甲の発行する身分証明書を必ず携行し、住民の請求があった場合は、提示しなければならない。

(事故等の処理、損害賠償)

第13条 乙は業務遂行中に事故等が生じた場合は、直ちに甲に報告し、その指示を受けなければならない。なお、乙の行為に起因して甲及び第三者に損害を与えた場合及び紛糾が生じた場合は、乙の責任において解決し損害賠償については、乙が負うものとする。

(検査)

第14条 本業務完了後、乙は、速やかに関係書類とともに成果品を甲に提出し、管理技術者が立会いのうえ、完了検査を受けなければならない。なお、作業中においても、甲が必要と認めた場合、その実施状況について、乙に報告並びに説明を求めることができる。

(成果品の瑕疵)

第15条 業務完了後といえども成果品に瑕疵が発見された場合は、甲の指示に従い、速やかに訂正・補足等をするものとし、それに要する経費は、すべて乙の負担とする。

(成果品の帰属)

第16条 本業務中に知り得た秘密並びに成果品は、甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく使用、流用してはならない。

(貸与する物品及び資料)

第17条 本作業に使用する資料として、次のものを貸与する。甲は、本業務に必要と認められる物品及び資料は貸与するが、乙は責任をもってこれを慎重に保管し、亡失は無論のこと、汚損や破損のないよう、その取扱いには十分注意する。乙は業務上必要があっても甲の承諾なしに複製をしてはならない。

- (1) 公園台帳データ
- (2) 遊具点検表データ
- (3) 12条点検表
- (4) その他定期点検表
- (5) 現在の公園管理状況がわかるもの
- (6) その他乙が求め甲が必要と認めたもの

(工期)

第18条 本業務の工程は契約締結の翌日より、令和9年2月26日までとする。なお、工期内にあっても作業の完了したものについては、成果品の提出を求める場合がある。

第2章 予備調査

(計画準備及び既存資料等の収集)

第19条 対象公園について、整備状況や施設の維持管理状況、利用状況や利用ニーズ等を把握するため、既存の公園関連資料及びデータ、設計図・工事(竣工図)など、本業務に要する資料を収集する。

(管理類型の整理)

第20条 各種施設について、目標とすべき維持管理の水準を意識しつつ、ライフサイクルコストの縮減効果の見込み、利用者数、公園の利用促進などの観点から、あらかじめ予防保全型管理を行う候補となる施設と、事後保全型管理を行う施設に分類し整理する。

(健全度調査票の作成)

第21条 予備調査結果のとりまとめ方法や、健全度調査と健全度判定で活用する健全度調査票について、既存の公園資料や点検調査票をもとに記入様式等の検討を行う。なお、健全度調査票については、前項で予防保全型管理に区分した施設ごとに作成する。

(予備調査準備)

第22条 現地調査を効率的に遂行するために、調査すべき項目を調査票にまとめる。また、公園平面図を基として、現地で履行する現地調査用の基図を作成する。

(予備調査の実施)

第23条 前条で作成した調査用資料を基に、公園内に存在している全ての施設について、経年変化による状況や位置、数量、種別の整合を確認するとともに、施設ごとの健全度を確認するため、公園施設の利用状況、劣化・損傷状況を把握する。現地調査にあたっては、デジタルカメラを使用し、個々の施設が納まるよう写真撮影を行う。

なお、事後保全型管理に分類した施設において、明らかにライフサイクルコスト縮減効果が見込めない施設については健全度調査を行わないため、目視により把握した劣化や損傷の状況を別途記録し、長寿命化計画策定後の施設の管理に活用する。

また、既存の公園資料で当初から誤記・脱落等による不整合については、目視調査により確認する。

(予備調査内容の整理)

第24条 現地で調査を行った施設の種類及び数量等を整理するとともに、既存のデジタルマッピング(1/2500)を活用し、調査した施設の位置等をプロットした位置図を作成する。なお、施設リストや位置図は計画策定後に甲が管理しやすいよう、Excel データにてとりまとめを行う。

第3章 健全度調査と健全度・緊急度判定

(健全度調査対象施設)

第25条 健全度調査を実施する対象施設は、以下のとおりとする。

① 一般施設

一般施設は、基本的には製品を主対象とし、高価で複雑な構造を有し、長寿命化対策を講じることによりライフサイクルコストの縮減が図れる施設を対象とし、以下のように細区分する。調査は、対象施設および主要部材について目視等により確認し、写真や「調査票」に整理する。

一般施設の種別

種別	施設の内容
一般施設 A	バックネット、バスケットゴール等、照明施設、引込柱、時計(高価なもの)、門・柵(高価なもの、転落防止目的等、柵は 200m 当たりとする)
一般施設 C	休憩所・四阿・パーゴラ・日陰だな等(面積 10 m ² 以上※)

※製品でない場合は、④建築物として扱う

② 土木構造物(橋梁)

橋梁は、「道路橋定期点検要領」(国土交通省道路局)「管理者のための道路橋定期点検の手引き(案)」(令和7年3月 公益財団法人福岡県建設技術情報センター)を参考に、目視等による健全度調査を行い、報告書にとりまとめるものとする。

③ 建築物

建築物は、面積 10 m²以上の建築物を対象として、既往の点検結果資料等を基礎資料として、主に目視による調査を行う。調査については、公園施設長寿命化計画策定指針(案)【参考資料集】(R7.3 国土交通省都市局 公園緑地・景観課)を参考にして、各

部材の調査を実施する。なお、調査票については、各部材の調査結果の整理と合わせて、概略平面図(間取り図)の作成を行い、とりまとめを行う。

④各種設備

各種設備については、法令の規定等による点検や検査が行われているものは法定点検の結果を活用し、それ以外は定期点検保守が実施されている施設(例えば、噴水の循環設備等)を対象として、既往の点検結果資料を基に目視による作動確認を中心として調査する。

⑤遊戯施設

遊戯施設については、発注者が貸与する既存の点検結果を基に計画に反映する。

(健全度調査)

第26条 第20条で予防保全型管理に分類した施設について、各種施設、建築構造物等の設置状況や構造材・消耗材の劣化・損傷状況を、専門技術者が目視により確認するとともに、施設本体とその周辺に存在する危険性等の有無や美観的価値についても、事前に作成した健全度調査票を用いて撮影・記録等を行う。なお、建築物(トイレ等)及び土木構造物(橋梁、木橋)については、調査内容を基に簡易図面を作成し、損傷箇所等を図示すること。

(健全度判定)

第27条 予備調査や健全度調査の結果を基に、施設ごとの劣化や損傷の状況や安全性などを確認し、健全度を「A・B・C・D」の四段階評価を用いて判定を行う。なお、判定を行うにあたっては、部材ごとの劣化状況を十分に踏まえるものとし、健全度調査を実施した専門技術者等との協議のうえ行うものとする。

(緊急度判定)

第28条 前条で実施した健全度判定に基づき、施設の改修、更新に対する緊急度を設定する。緊急度判定は「高・中・低」の三段階による評価とし、緊急度を「高」と判定するものは健全度Dの施設を基本とする。また、健全度Cの施設は、基本的に緊急度を「中」とするが、特に優先度が高い施設については、利用ニーズ等の観点から甲乙で協議のうえ判定を行うものとする。なお、健全度A、Bと判定された施設については、緊急度を「低」とすることを基本とする。

第4章 長寿命化計画の検討と策定

(基本方針の設定)

第29条 前条までの結果を踏まえ、公園施設の機能保全や安全性確保に支障となる劣化・損傷を未然に防ぐことを目的に、長寿命化に向けた課題を整理するとともに、施設ごとの対策方法を構築した結果を基に、公園施設の長寿命化のための基本方針及び日常的な維持保全に関する基本方針を設定する。

(公園施設長寿命化計画の検討)

第30条 公園施設の長寿命化対策について基本的な事項について、以下のとおり整理する。

(1) 基本的事項の整理

公園施設の長寿命化対策について検討を進めるにあたり、計画期間や目標年度、使用見込み期間、更新見込み年度等、基本的な事項を設定する。

(2) 予防保全型管理における長寿命化対策の検討

予防保全型管理の具体的対策の視点は、公園施設の長寿命化と機能の確保、安全性の確保及びライフサイクルコストの軽減とし、定期的な健全度調査の方針設定や予防保全型管理における対策時期及び補修・更新方法の設定を行う。

(3) 予防保全型管理における長寿命化対策費の算出

計画期間中に発生する定期的な健全度調査費及び補修費の概算を、施設ごとに算出する。

(4) 事後保全型管理に分類し計画に位置付ける公園施設の取り扱い

予備調査及び健全度調査を踏まえた検討結果から、事後保全型管理に分類した施設については、更新見込み年度及び更新費を設定する。

(5) 年次計画

(3)で算出した長寿命化対策の概算費用について、計画期間に沿った年次計画を作成する。なお、計画期間は10年とするが、計画期間の平準化を検討するにあたり、今後30年間を目安とした長期年次計画についても検討を行う。

(ライフサイクルコストの算出)

第31条 計画対象施設ごとに、長寿命化対策による効果を測定するため、維持保全の費用と長寿命化対策費用を勘案し、「対策を実施しない場合(事後保全型管理)」と「対策を実施した場合(予防保全型管理)」の修繕(改築)コストを算出するとともに、単年度あたりのライフサイクルコスト縮減額を比較検討し、施設ごとに「比較表」として取りまとめる。

(公園施設長寿命化計画の作成)

第32条 対象公園における施設等の長寿命化を図るため、点検手法や頻度等を含めた具体的な方策、年次計画、長寿命化対策を図った場合のライフサイクルコスト縮減額等を取りまとめた調書を作成する。

(計画進行管理ツールの作成)

第33条 乙は甲が公園施設長寿命化計画の進行管理及び見直しを行うことを目的とした進行管理ツールを作成し、業務完了時に提供するものとする。進行管理ツールは、施設の更新・追加や定期点検等の結果について反映し、効率的に整理・把握できるものとする。なお、このツールは汎用性の高いソフトで作成することとする。

(報告書の作成)

第34条 予備調査の結果や健全度に係る結果及び公園施設長寿命化計画の検討結果を取りまとめた報告書の作成を行う。

第5章 打合せ協議

(打合せ協議)

第35条 本業務を円滑に進めるため、業務着手時、中間、成果品納品時に適宜打合せを行うものとし、初回及び納品時は、管理技術者が立ち会うものとする。なお、打合せ協議にあたり、乙はその都度打合せ記録簿を作成し、甲の承認を得るものとする。

第6章 成果品

(成果品)

第36条 本業務における成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|-----|
| ① 公園施設長寿命化計画書(パイプ式ファイル A4 判) | 2 部 |
| ② 公園施設長寿命化計画報告書 | 2 部 |

- ③ 計画に示した長寿命化対策の根拠となる資料等(ライフサイクルコスト算出根拠) 1式
- ④ 計画進行管理ツール 1式
- ⑤ 上記電子データ 1式